

「商標登録出願早期審査作業手続き」について

商標出願人が商標登録を出願するとき、権利の取得に緊急性を要する場合、商標法第19条第8項¹の規定に基づき、早期審査の申出をすることができる。經濟部知的財産局は、2024年4月30日に「商標登録出願早期審査作業手続き」（以下、「本作業手続き」という）を公告し、商標出願人が早期審査の適用要件及び適用状況を理解し、予見できるように制度を整えた。本作業手続きの要点は、以下の通りである。

一、早期審査の対象になる商標登録出願の種類

(一) 商標登録出願で指定した全て商品・役務（全ての指定商品・指定役務）について、出願商標を既に実際に使用している、又は使用の準備を相当程度進めている

商標登録出願の際に指定商品・指定役務について、実際に市場でのマーケティングを行っている場合、又はその使用の準備を相当程度進めている場合は、権利の取得に緊急性を要する状況に該当し、早期審査を申し出ることができるとしている。したがって、当該類型には、未だ実際に使用していない、又は使用の準備を相当程度進めていない商品・役務は含まれない。この場合、早期審査の要件を満たすためには、法律に従って、商標登録の分割又は縮減を申請する必要がある。

いわゆる「実際に使用している」とは、台湾域内で商標を使用することを指し、台湾商標法第5条²に符合しなければならない。関連する証拠としては、商標が付けら

1 商標法第19条第8項

商標登録出願について、出願人は即時に権利を取得する必要があるとき、事実及び理由を明記したうえで、早期審査料を納付した後、商標の責任担当機関が早期審査を行うことができる。ただし、商標の責任担当機関がすでに当該登録出願案件に対し、是正又は拒絶理由を通知した場合、適用しない。

2 商標法第5条

商標の使用とは、マーケティングを目的とし、次に掲げる状況のいずれかに該当し、消費者にその商標を認識させることを指す。

- 1.商品又はその包装容器に商標を用いること。
 - 2.前号の商品を所持・陳列・販売・輸出又は輸入すること。
 - 3.商標を提供する役務と関連する物品に使用するとき
 - 4.商標を商品又は役務に係わる商業文書又は広告に使用するとき。(第1項)
- 前項各号の事情について、デジタル映像・電子メディア・インターネット又はその他媒介で行った場合も同様とする。(第2項)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

れたた商品の現物・写真・包装・容器、看板作成発注書、内装費用の領収書、契約書、出荷証明書、輸出申告書、広告、カタログ、ポスター、チラシなどの物品又は商業文書、そして商標が付けられた役務に関連する営業書類・事業所の写真等と役務提供による収入の証票（例えば、統一發票・レシート、領収書、見積書等、又は広告などの証明文書）などが含まれる。また、記載された日付と使用者についても留意しなければならない。

いわゆる「使用の準備を相当程度進めている」とは、市場においてマーケティングを行う予定に近い状態の商標を指す。出願人は、商標の使用を準備している時点、使用を準備している特定の商品又は役務、及び使用を準備しているマーケティングチャネル又は販売場所を具体的に提出する必要がある、また、商標がまもなく商業的に使用されることを証明するために、当該出願商標を付けた商品又は役務のサンプル、広告の領収書、宣伝用印刷物の注文書、広告契約書、事業計画書等の裏付け資料を提出することができる。

（二）商標登録出願で指定した一部の指定商品・指定役務について、既に出願商標を実際に使用している、又は使用の準備を相当程度進めているほか、商業上の権利化について必要性及び緊急性がある

いわゆる「申出人には商業上の権利化について必要性及び緊急性がある」には、例えば以下の状況が含まれる。

- 第三者³が当該出願商標を無断で使用している又は使用の予備的行為を行っている場合
- 当該出願商標の使用について、第三者から権利侵害の警告を受けた場合
- 当該出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- 当該出願商標の市場での販売を計画して、かつ提携企業と販売又は取次ぎ（代理店）などの関連契約を締結している場合
- 当該出願商標の展示会への出展を既に計画して、かつ主催者と関連契約等を締結している場合

留意すべき点として、権利の取得に緊急性を要すると認められるのは、実際に使用している、又は使用の準備を相当程度進めている指定商品・役務の区分に限られな

³ 「第三者」とは、申出人又は申出人から商標ライセンスを得た者以外の者をいう。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ればならないことである。上述の条件に該当しないその他の指定区分について、申出人は、別件として当該商品・役務の区分の分割又は縮減の出願を行う必要がある。さもなければ、当該商標登録出願は、早期審査の要件を満たさないため、依然として一般案件の審査日程に従って処理されることとなる。

二、申出の手続き

商標登録出願の早期審査を希望する場合、商標登録出願の出願人又はその代理人は、商標登録の出願後から知的財産局による最初の審査通知が発行されるまでの期間内に申し出る必要がある。留意すべき点として、知的財産局から既に手続是正通知書や拒絶理由通知書が送付された場合、案件が既に審査手続きに入ったことを示していることから、出願人は随時進捗状況を確認して、書面をもって促すことができるため、早期審査を申し出る必要はないとしている。

また、文字や図形などの平面商標のほか、立体、色彩、匂い、音又は地模様（連続反復図案）などの態様を含む非伝統的商標類型もすべて早期審査の対象となる。申出人は、「一商標一出願の原則」により、出願番号ごとに早期審査の申出をし、事情・理由を説明の上、主張の対象類型と相応の証拠書類を提出する必要がある。出願中のすべての商標について概括的な早期審査の申出をすることはできない。このほか、一般出願案件の審査時間への圧迫を避け、利用者（受益者）負担の原則の原則も考慮するため、早期審査の申出人は、商標登録出願の指定商品・指定役務の区分数に基づき、「商標手数料基準」の規定に従って、早期審査料を納付しなければならない。

三、審査手続き

早期審査申出書に添付された証拠書類に不備がある場合、知的財産局は、申出受理後 10 営業日以内（書面の場合は約 15 営業日以内）に、是正するよう申出人に通知し、指定された期間内に訂正されていない場合、早期審査申出は受理されない。早期審査申出書に添付された証拠書類が揃っていれば、商標登録出願の案件は直接個別案件の審査に入り、原則として、受理後 2 ヶ月以内に、知的財産局は当該案件の第 1 回審査結果の通知書（登録査定、手続是正の通知、又は拒絶理由の先行通知などを含む）を発行する。申出人は、第 1 回審査結果の通知書が発行されるまでは、当該案件に適用する早期審査類型を変更することができる。手続是正通知書、拒絶理由先行通知書の

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

送達後、申出人からは是正書又は答弁書が提出され、案件において他に通知できる是正事項がない場合、知的財産局は、原則として、書簡の受領後 15 営業日以内に審査結果を出す。

四、終わりに

限られた審査人員では年々増加する商標登録出願に対応することが困難であることを考慮し、また、産業の発展及び公衆の権利保護の需要を満たすために、本来の一般出願及びファストトラック審査（別途料金不要）に加えて、商標登録出願の早期審査（別途料金要）が新たに追加されることになった。しかし、商標登録出願の早期審査は「利用者（受益者）負担の原則」を採用しているため、商標出願人は、時間や費用のコスト削減のためにも、早めに出願の準備をし、検索システムを有効に利用して商標を分析し、弁護士に専門的な助言を求めることが推奨される。



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。